

福島第一原子力発電所高圧受電盤内のケーブル端末作業における
感電負傷事故の「電気関係事故報告書」の提出について

平成 26 年 10 月 29 日
東京電力株式会社

当社は、本日、福島第一原子力発電所高圧電源ケーブル端末処理作業時における感電負傷事故の原因と再発防止対策をとりまとめ、電気関係報告規則第 3 条第 3 項に基づき関東東北産業保安監督部東北支部に報告を行いましたのでお知らせいたします（別紙参照）。

（以下、平成 26 年 9 月 30 日までにお知らせ済み）

平成 26 年 9 月 30 日午前 8 時 30 分頃、福島第一原子力発電所構内の新事務棟において、電気関係作業を行っていた協力企業作業員が感電したとの連絡が緊急時対策本部に入ったことから、午前 8 時 32 分に救急車を要請しました。感電した協力企業作業員は意識があり、構内の救急医療室にて心電図検査を実施して異常がないことを確認しました。同日、午前 9 時 22 分に救急車で、いわき市立総合磐城共立病院へ搬送され、治療を受け数日間入院しました。

本件については、同日、午後 4 時 10 分に電気関係報告規則第 3 条第 2 項第 1 号「感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る）」に該当すると判断しました。

以 上

○別 紙

- ・電気関係事故報告書

（件名：高圧受電盤内のケーブル端末作業における感電負傷事故）